

令和7年度

厚岸町監査等計画

厚岸町監査委員

目 次

I 監査等基本計画

1 基本方針	1
2 実施監査種別及び方針	2
3 執行上の留意点	3
4 研修等	3

II 監査等実施計画

1 実施の基本方針	4
2 監査等の実施	4
(別表1) 令和7年度監査等業務日程	7

I 監査等基本計画

1 基本方針

本町の令和7年度予算編成方針では、第6期総合計画後期行動計画の着実な推進のほか、町民の意見、要望を反映した事業や防災・減災対策、観光振興策など重要施策に対し限りある財源を投資する一方、今後確実に増大する公債費に対応するため、新規事業はもとより、既存事業にあっても費用対効果や事業効果の検証を行い必要性の低い事業は廃止するなど、これまで以上に徹底した歳出の削減に取り組むほか、町債や一般財源削減のため既存事業の見直しを含めた財源の確保に努め、将来にわたり持続可能な財政運営のため、全職員が町財政の置かれた状況を認識した上で予算編成を行うこととしています。

また、歳入のうち町税収入については、人口減少や原油価格・物価高騰などによるマイナス要因が様々な業種へ広く及んでいるほか、普通交付税と臨時財政対策債の総額は町独自試算で減額となる見込みであり、歳出では、大型事業である（仮称）防災交流センターの建設工事や原生花園あやめヶ原整備事業、総合行政情報システム標準化対応等の重点施策への投資を見込んでいるほか、老朽化した施設の維持補修や病院事業会計等への負担金など多額の財政負担が想定されるとしています。

こうした状況を踏まえ、本年度は「厚岸町監査基準」に基づき、公正で合理的かつ能率的な町の行政運営とともに、町民の信頼を確保するため決算や行政執行の現況における違法性、不当性の指摘はもとより、提言や指導を含め、本町における内部統制機能が十分に機能されているかに特に重点をおいて監査等を実施してまいります。

また、迅速な各種行政情報の収集や、定期監査を補完するための随時監査等による状況確認を踏まえながら、執行されている各種事務事業が適切な規模、内容をもって効果的に実施され事業目的を達成できているかどうかを検証し、もって町行財政の適法性、効率性の増進に寄与するとともに、町民の信頼と理解を得られるよう十分留意しながら各種監査等を実施してまいります。

2 実施監査種別及び方針

(1) 定期監査

会計年度期間中少なくとも1回以上期日を定めて、町の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の事務や管理が適正かつ効率的、合理的に行われているかどうかを主眼として実施します。

必要に応じ、町の事業の執行に係る工事について、当該工事の設計、施工等が適正に行われているかどうか、また、施設等が良好に維持管理されているかなどについて監査を実施します。

(2) 随時監査

必要があると認めるとき、定期監査に準じて実施します。

当面は「例月出納検査」において報告される契約締結や歳出執行された事務事業から抽出して、定期監査を補完するため、契約事務処理の確認や現地実査を随時的に実施します。

(3) 行政監査

町の事務及び執行機関の権限に属する法定受託事務の執行について、合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかどうかを主眼として、定期監査時及び必要に応じて実施します。

(4) 財政援助団体等監査

町が財政援助を行っている団体、出資・支払保証団体及び公の施設の指定管理者などに対し、必要があると認めるとき、又は町長の要求に基づき、当該財政援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼に実施します。

(5) 公金の収納又は支払い事務に関する監査、住民の直接請求に基づく監査、議会の請求に基づく監査、住民監査請求に基づく監査及び町長の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査

これらの監査については、当初では実施計画をもちませんが、必要があると認めるとき、又は請求・要求があったときに定期監査に準じて実施します。

(6) 例月出納検査

各会計の現金の出納について毎月の計数の正確性を検証するとともに、検査当日の現金保管状況を検査します。

併せて、資金の運用状況など財政収支の動態を主として計数面から把握

し、各種監査の効率的な執行に活用します。

また、検査月における契約、歳出執行事業に係る情報をもとに、随時抽出して監査等の対応をします。

(7) 決算審査

ア 一般会計及び特別会計

新公会計基準への対応状況を確認するとともに、決算計数の確認及び分析を行い、財政、資金運用などの状況について適正かつ効率的に行われているかどうか審査します。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「財政健全化法」という。）に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の算定基礎について審査します。

イ 企業会計

決算計数の確認及び分析を行い、経営成績、財政状態などについて審査するとともに、財政健全化法に基づく資金不足比率の算定及びその算定基礎書類について審査します。

また、年度当初には所管物品等のたな卸し検査を実施します。

(8) 基金運用状況審査

各基金について計数の確認を行うとともに、基金が目的に沿って適切かつ効率的に運用されているかどうかを「例月出納検査」時に併せて審査します。

3 執行上の留意点

町政の公正かつ効率的な運営を担保する監査の機能を、なお一層発揮するため、次の点に十分留意します。

(1) 監査の実施に当たっては、対象事業等の内容把握に努め、過去の監査結果等を踏まえながら事前準備の充実を図ります。

(2) 報告書文案の作成に当たっては、町民が内容を十分理解できるよう、分かりやすく簡潔な文章表現に十分留意するとともに、指摘の内容やその理由、根拠などを明確に示します。

4 研修等

監査委員及び事務局職員の資質の向上を図るとともに専門性を高めるため、全国、全道、管内の各レベルで開催される各種研修会等へ積極的に参加し研鑽に努めます。

II 監査等実施計画

1 実施の基本方針

監査等業務の実施に当たっては、事務事業の執行が法令例規等、議会の議決事項、予算等に基づいて行われているかに留意し、積極的かつ指導的に監査等を実施します。

なお、監査等業務日程は、「別表 1」のとおりです。

2 監査等の実施

定期監査、決算審査、例月出納検査については、次のとおり実施します。

また、監査の実効性を確保するため、前年度に指摘事項があった場合は、その後の措置、てん末を確認します。

(1) 定期監査（地方自治法第199条第1項及び第4項）

ア 監査の方法等

各課等から提出された保管文書及び指摘事項に係る改善措置状況報告のチェックにより、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が住民の福祉の増進に加え、最少で最大の効果が挙げられているか、組織及び運営の合理化が図られているかなどについて現地調査を含めた監査を行います。

イ 監査の実施時期（厚岸町監査委員監査規程第3条）

令和7年7月～11月

ウ 監査の重点

厚岸町監査基準（以下「監査基準」という。）第2条第1項第1号及び第2号、第8条並びに第15条の規定に基づき実施するものとするが、平成31年3月29日総行行第110号総務省自治行政局長通知による別添2「実施要領」のうちから適宜選択して行います。

エ 監査等の実施手続きの選択適用

監査基準第10条及び第11条に規定する手続き、証拠を入手して実施します。

オ 報告及び公表等（厚岸町監査委員条例第3条第2項及び第4条）

監査終了後、速やかに報告書を作成し議会及び町長等への報告と公表を行います。公表は、厚岸町公告式条例に定める公布の例により、本庁舎及び湖南地区出張所の掲示板に掲示するとともに、町が行う補完措置に倣い写しを冊子に備え置き、かつ、町のホームページに掲載します。

なお、監査等の講評は、必要に応じて町理事者に対して行います。

- (2) 決算審査（地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項）及び基金の運用状況審査（地方自治法第241条第5項）並びに健全化判断比率審査（財政健全化法第3条第1項）及び資金不足比率審査（同法第22条第1項）

ア 審査の方法等

新公会計基準への対応状況を確認するとともに、決算その他関係諸表等の計数の正確性を検証、予算の執行や事業等における経営が適正かつ効率的、効果的に行われているかどうかを主眼として審査を行います。

基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行又は事業の経営が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として審査を行います。

健全化判断比率審査及び資金不足比率審査については、それぞれの比率と、その算定の基礎となる事項を記載した書類の計数の正確性について審査を行います。

イ 審査の実施時期

- a 町税状況 令和7年7月上旬
- b 一般会計及び特別会計
令和7年7月中旬～8月下旬
- c 企業会計 令和7年7月中旬
- d 健全化判断比率 令和7年8月中旬～8月下旬

ウ 審査の重点

- a 一般会計及び特別会計

監査基準第2条第1項第4号及び第7号、第8条並びに第15条の規定に基づき実施するものとするが、平成31年3月29日総行第110号総務省自治行政局長通知による別添2「実施要領」のうちから適宜選択して行い、歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、法令で定める様式を基準として作成されているか、決算書等の計数は正確か、会計別款別予算執行状況、違法又は不当な調定や支出はないか、決算に当たって煩雑な流用がされていないか、予算額に比して、多額の不用額を生じているものはないかなどについて審査します。

また、健全化判断比率の審査については、健全化判断比率の算定と、その算定の基礎となる事項を記載した書類の作成が適正に行われているかどうかについて審査します。

- b 企業会計

上述 a のほか法令に定められたすべての決算書類が具備されているか、法令に準拠して作成されているか、決算額年度比較分析、比率分

析などについて審査します。

また、資金不足比率の審査については、資金不足比率の算定と、その算定の基礎となる事項を記載した書類の作成が適正に行われているかどうかについて審査します。

エ 監査等の実施手続きの選択適用

監査基準第10条及び第11条に規定する手続きに基づき、証拠を入手して実施します。

オ 報告

審査終了後、速やかに意見書を作成し町長へ提出します。なお、審査意見は、監査基準第16条の規定に基づき監査委員の合議によるものとします。

(3) 例月出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

ア 検査の方法等

会計管理者及び企業出納員の保管する現金（歳入歳出外現金及び基金に属する現金を含む。）の出納事務が適正に行われているかどうかを主眼として検査し、現金残高を実査により確認します。

イ 検査の実施時期（厚岸町監査委員監査規程第2条）

a 一般会計及び特別会計 毎月19日

b 企業会計 毎月20日

※議会やその他の都合で日程変更する場合は事前に調整します。

ウ 検査の重点

監査基準第2条第1項第5号及び第6号、第8条並びに第15条の規定に基づき実施するものとし、現金出納に係る諸帳簿と証拠書類及び検査資料の突合などにより、計数の正確性を検証し、各科目において前月に比較して異常な増減がないか、また、現金、預金、一時借入金残高の確認などについて実施します。

エ 監査等の実施手続きの選択適用

監査基準第10条及び第11条に規定する手続きに基づき、証拠を入手して実施します。

オ 報告（地方自治法235条の2第3項）

検査終了後、速やかに報告書を作成し議会及び町長へ報告します。

(別表1)

令和7年度監査等業務日程

項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
定期監査							●各課定期監査資料要求 各課(局)・施設		●結果講評報告・公表			●改善措置報告・公表	
	(随時監査)						各課(局)等		●随時監査結果報告・公表				
決算審査・健全化指標審査	●企業会計たな 即し検査				●企業会計決算 事前審査	●一般会計ほか 決算審査	●企業・各会計決 算審査意見書 提出						
						●町税等決算審 査	●健全化指標審 査意見書提出						
例月出納検査	一般・特別会計 21日 企業会計 22日	一般・特別会計 19日 企業会計 20日	一般・特別会計 19日 企業会計 20日	一般・特別会計 19日 企業会計 20日	一般・特別会計 22日 企業会計 23日	一般・特別会計 19日 企業会計 20日	一般・特別会計 19日 企業会計 22日	一般・特別会計 20日 企業会計 21日	一般・特別会計 19日 企業会計 20日	一般・特別会計 19日 企業会計 22日	一般・特別会計 19日 企業会計 20日	一般・特別会計 18日 企業会計 20日	一般・特別会計 19日 企業会計 23日
	●釧路町村等監 査委員協議会 事務局会議 (浜中町)下旬	●釧路町村等監 査委員協議会 総会・研修会 (浜中町)下旬						●全国町村監査 委員研修会 (東京)中旬	●釧路町村等監 査委員協議会 打ち合わせ会 議(札幌)中旬			●釧路町村等監 査委員協議会 打ち合わせ会 議(札幌)下旬 ●北海道町村等 監査委員協議 会定例会大 会(札幌)下旬	
町議 会				●第2回定例会 (例月出納検査 報告)			●第3回定例会 (例月出納検査 報告及び決算・ 健全化審査報 告) ●決算審査特別 委員会			●第4回定例会 (例月出納検査 報告及び定期 監査結果報告)			●第1回定例会 (例月出納検査 報告及び定期 監査結果報告)
そ の 他	●令和7年度監 査計画公表 (公開)	●監査委員実態 調査(北海道町 村等監査委員 協議会)								●令和8年度予 算要求	●令和7年度最 終精正予算	●令和8年度監 査計画策定	●令和8年度監 査計画公表 (庁内)

*実施月日については、議会等の日程により変更することがある。